

消防警戒区域立入許可証について

堺市消防局

火災現場において、消防隊員は、消防法第28条に基づき、災害現場到着後、火災の規模その他の状況から、市民の生命・身体の危険を防止し、消防活動・火災調査等を十分に行うため必要と認めた場合に、ロープ等を一定区域に張り、一定の者以外の者に対して区域からの退去を命じたり、出入の禁止または制限を行ういわゆる消防警戒区域を設定しております。

消防警戒区域が設定された場合、当該区域内に出入ができる者としては、区域内にある消防対象物等の関係者・居住者及びその親族・勤務者、電気・ガス・水道・通信・交通等の従事者、医師・看護師・報道関係者等消防法施行規則第48条で具体的に示されている者のほか、消防長又は消防署長があらかじめ発行する証票（消防警戒区域立入許可証）を有する者が該当いたします。

従いまして、このたび交付いたしました方々は、当該区域への立ち入りが可能ですが、現場の状況により必要がある場合には、出入の禁止または制限を行うことがございますので、その場合には、ご協力いただきますようお願いいたします。

なお、災害現場におきまして、消防警戒区域に立ち入る場合には、許可証裏面の留意事項を遵守いただきますようお願いいたします。